

危険なブロック塀の撤去・改修を支援します

避難路沿のブロック塀に対する補助が新設されました。

※避難路とは、住宅及び事業所等から避難所及び避難地等へ至る私道を除く経路のことです。

1. ブロック塀の撤去

対象となるブロック塀

- ・不特定の者が通行する道に面する高さ60cm以上のコンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀
- ・点検表により危険性が確認されたもの

補助金の額

・見積額と基準額(18,000円/m)により算出した額のいずれか少ない額の**2/3**

・ただし、

避難路沿の敷地は最大で**30万円**まで
そのほかの敷地は最大で**15万円**まで

2. フェンス・生垣への改修

※1のブロック塀の撤去にあわせて行う場合のみ利用できます。

対象となるフェンス・生垣

- ・市の補助を受けて撤去したブロック塀の代わりに新設するフェンス、生垣
- ・軽量なもの

補助金の額

・見積額と基準額(25,000円/m)により算出した額のいずれか少ない額の**1/3**

・ただし、

避難路沿の敷地は最大で**20万円**まで
そのほかの敷地は最大で**10万円**まで

申し込みについて

集中募集期間

令和2年8月11日(火)～8月28日(金)

※集中募集期間終了後は、申請状況を見ながら随時受け付けします。

申込方法

必要書類を準備の上、建築営繕課の窓口にご持参ください

必要書類

申請書、点検表、工事に係る見積書、ブロック塀の写真

※申請書、点検表については、市ホームページに掲載するほか、建築営繕課の窓口、及び公民館にて配布しています。

募集件数

避難路沿い・そのほかの敷地それぞれ撤去10件、改修5件程度
(予算の範囲内で受け付けます)

※申し込み多数の場合は、通学路沿い及び危険度の高いブロック塀を優先とし、抽選となることもあります。

注意事項

補助金の交付決定前に工事・契約をしてしまうと、補助が受けられませんのでご注意ください！

問い合わせ先

建築営繕課 建築指導係
☎47-1062